

事務連絡
令和7年4月21日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関するPR動画のご活用について（周知依頼）

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日から従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、その後はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

今後、国民健康保険及び後期高齢者医療制度にて発行済みの被保険者証の有効期限が、多くの保険者において順次到来していく中で、引き続き、マイナ保険証の利用促進に取り組むとともに、被保険者の皆様が安心して医療機関等を受診いただけるよう、マイナ保険証及び資格確認書の取扱い等に関し、特に以下の点について、被保険者の皆様に対し丁寧な周知が必要と考えています。

- ・ お手元の被保険者証の有効期限到来後は、被保険者証が利用できなくなり、マイナ保険証又は資格確認書で医療機関等を受診する必要があること
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいない方（マイナ保険証をお持ちでない方）に対しては、お手元の被保険者証の有効期限到来までの間に、申請によらず資格確認書が交付されること。また、高齢者や障害者等のマイナ保険証による受診が困難な方については、マイナ保険証をお持ちであっても、申請に基づき、資格確認書が交付されること

今般、上記についての説明を行っている動画をテーマごとに制作し、以下URLからダウンロードできるようにいたしました。

つきましては、本動画を用途に合わせてご活用いただき（例えばデジタルサイネージなど）、積極的なご活用をお願い申し上げます。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者については、令和8年8月の年次更新までの間は、マイナ保険証の保有状況に関わらず申請によらず資格確認書が交付されるため、ご活用の際にはその点について補足いただくなど、ご配慮をお願いいたします。

記

《動画ダウンロードURL》

- 令和7年7月31日以降順次、健康保険証の有効期限が満了する方向け動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477484.mp4>

- マイナ保険証のメリットならびに資格確認書の交付対象者に関する動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477486.mp4>

※ダウンロードする際は、再生動画の右下「・・・」をクリックいただきダウンロードを選択してください。

以上